

市老連だより 12

平成 28 年 8 月 10 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

社会福祉法人の再投資対象額算定へ控除対象を検討 福祉部会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

厚生労働省は 8 月 2 日、社会保障審議会の「福祉部会」を開催。「改正社会福祉法の施行に向けた検討事項」に関し、「社会福祉充実残額の有効活用」などを議論しました。検討は、2017 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人が一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする制度改正が実施されることに伴うものです。

厚労省は社会福祉法人の保有財産は事業継続に必要な「控除対象財産」を控除した上で、再投下可能な財産の「社会福祉充実残額」を明確化すると説明。「社会福祉充実残額」が生じる場合、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、使途を社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討し、再投資する仕組みを構築するとしています。

厚労省は「控除対象財産」に関し、再投下対象財産（社会福祉充実残額）の算定にあたり、事業継続に必要な財産として、定量的に算定可能な「枠」を設定するとしています。

ただし、会計・税務上のルールとは別の仕組みとし、社会福祉法人の制度として事業継続に必要な財産を算定するもので、法人が将来のために計上した積立資産（積立金）であることをもって、即、控除対象財産とはしないと説明しています。

控除対象財産に関し、厚労省は（i）社会福祉法に基づく事業に活用している不動産、（ii）固定資産の再取得に必要な財産、（iii）必要な運転資金—の 3 点の詳細な考え方を提示しています。

（i）社会福祉法に基づく事業に活用している不動産に関し、厚労省は控除対象として「現に事業活用している土地・建物・設備等」「サービス提供に必要な送迎車両・介護機器・生活機器（テレビ、冷蔵庫等）、事務機器」などが該当すると提示。他方、控除対象外財産として「遊休不動産」、「現預金・有価証券」、「人件費積立金、修繕積立金等の積立資産」、「美術品」が該当すると示しました。

(iii) 必要な運転資金に関し、厚労省は「必要な運転資金として控除対象となる財産」は「年間事業活動支出の1カ月分に事業未収金を加えたもの」とすることを提案。理由として、サンプル調査から支障がないと見込まれる運転資金は1カ月であることや、事業未収金は入金前に賄う必要があるためと説明しています。

前述の詳細資料や並行して議論されていた「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」の議事要旨などについて、厚生労働省のHPにアップされています。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132755.html>

また、全国経営協の「経営協情報 No35」にも概要が掲載されていますので、会員の方はあわせてご確認ください。

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612